

令和3年3月23日
記者発表資料

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

—土砂災害から「いのち」を守るために—

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域^{※1}については、平成28年度までに指定が完了していますが、本日、新たに土砂災害特別警戒区域^{※2}を指定しましたので、お知らせします。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供します。

※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

※2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 新たに土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1) 横浜市西区
- (2) 横浜市泉区
- (3) 伊勢原市
- (4) 座間市
- (5) 大磯町
- (6) 愛川町

※一部隣接する他の市区町を含みます。

※土砂災害特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している土砂災害警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 指定に関する図面の閲覧場所

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
横浜市西区 横浜市泉区	横浜川崎治水事務所	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 (横浜西合同庁舎4階)
伊勢原市 大磯町	平塚土木事務所	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (平塚合同庁舎内)
座間市	厚木土木事務所 東部センター	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3
愛川町	厚木土木事務所	〒243-0016 厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内)
上記の市区町 (横浜市西区等)	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11 階)

※下記の市役所等でも閲覧できます。

横浜市：横浜市建築局企画部建築防災課（横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25 階）
 伊勢原市：伊勢原市企画部危機管理課（伊勢原市田中 348 市庁舎 2 階）
 座間市：座間市市長室危機管理課（座間市緑ヶ丘 1-1-1 市庁舎 3 階）
 大磯町：大磯町政策総務部危機管理課（中郡大磯町東小磯 183 本庁舎 3 階）
 愛川町：愛川町危機管理室（愛甲郡愛川町角田 286-1 愛川町消防庁舎 3 階）

3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも閲覧できます。

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課
 課長 千葉 電話 045-210-6500
 審査グループ 河野 電話 045-210-6505
 急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508